

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	20	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

オンライン申請等に対してオンライン処分通知等を行う際に相手方の同意を不要とすること

提案団体

茨木市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、経済産業省

求める措置の具体的内容

オンライン申請等に対してオンライン処分通知等を行う際は相手方の同意を不要とすることを求める。
具体的には、現行制度では、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「法」という。)第7条第1項に基づく全てのオンライン処分通知等に対して相手方の同意が必要だが、「書面による申請等に対する処分通知等」と「申請等に基づかない処分通知等」をオンラインで行う場合に限り、相手方の同意を必要とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

法第7条第1項に基づき処分通知等をオンライン化する場合、対象者全員にオンライン処分通知等を希望するか否かの意思表示を求め、同意が得られた者にしかオンラインで処分通知等を行うことができない。

【支障事例】

(当市における手数料等のオンライン決済が必要な手続の事務フロー例)

①オンラインで申請受付。その際、「納入の通知」をオンライン又は郵送のどちらで行うほうがよいか申請者に確認。

②オンライン決済フォームを申請者に案内し、「納入の通知」をオンライン決済フォーム上で実施。上記①で郵送を希望した者には紙媒体でも「納入の通知」を送付。

③申請者によるオンライン決済の実施。

このように、オンライン申請・決済であるにもかかわらず、希望者には紙媒体での通知が必要となっている。

なお、「納入の通知」は地方自治法施行令第154条第3項で書面による通知と規定されているところ、法第7条第1項を適用し、オンライン決済フォーム上に必要な事項を表示することをもって相手方に通知したのとして扱っており、当該扱いについては問題ない旨を令和5年3月に総務省及びデジタル庁に確認している。

【制度改正の必要性】

申請等がオンラインで行われているにもかかわらず、相手方の同意が得られなければ処分通知等を書面で送付しなければならないのは事務負担も大きく、デジタルファースト原則(法第2条第1号)の観点からも適当ではないと考える。

【支障の解決策】

法第7条第1項に基づくオンライン処分通知等を行う際の相手方の同意については、オンライン申請等に対してオンライン処分通知等を行う場合に限り相手方の同意を不要とする。

なお、当市では保育分野等、具体例以外の手続でも処分通知等のオンライン化を検討しているところ、法第7条

第1項ただし書きが支障となり得ることから、「支障事例」に記載の「納入の通知」に限らず、オンライン申請等に対して行う全ての法第7条第1項に基づく処分通知等において同意を不要とすることが必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現行制度では、法第7条第1項に基づきオンラインで行われた申請等に対して、相手方の希望に応じてオンライン処分通知等と書面での処分通知等の2通りを用意しておかなければならず事務フローが複雑であるが、制度改正によりオンライン申請等に対してはオンライン処分通知等と対応が一本化されることで、事務フローが簡略化される。

なお、当市は現状オンライン処分通知等の実施事例が少なく、支障事例は限定的であるものの、今後、オンライン処分通知等を本格的に実施していく際、現行制度のままでは複雑な事務フローを各手続で構築していかなければならず、各部署での事務負担が生じることを懸念している。

※本提案は、民間事業者のように紙での処分通知等を求める際は追加費用を申請者に求める方向性とはせず、行政手続のデジタル完結と業務効率化を図りつつ、書面での申請者には希望に応じて書面またはオンラインで通知する制度とすることで、書面ニーズにも応えようとするものである。

根拠法令等

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項但し書及び当該規定の定める主務省令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、大田原市、川崎市、寝屋川市、都城市

○デジタル庁では「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」を策定しており、処分通知等のデジタル化を進めている状況であり、現行制度の相手方へ同意については、支障となると考えられる。

○オンライン申請の様式にオンライン処分通知等の同意の文言を追加する必要がある。

○e-Gov等のシステムは自治体で様式の修正等を行えないため、別の方法でオンライン処分通知等の同意を得る必要がある。

各府省庁からの第1次回答

【デジタル庁】

オンラインでの処分通知等を行う際の相手方の同意要件の緩和については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル行政推進法」という。）第7条第1項の改正をせずとも、各手続等の根拠となる個別法令によって対応することが可能である。

なお、デジタル行政推進法では、個別法令の規定により書面等の方法が定められている手続等について、個別法令の規定を改正することなく、手続等を所管する各省庁の省令等（「主務省令」）で定めることにより、当該手続等のデジタル化・オンライン化を可能とするスキームとなっている。このため、相手方の同意要件の緩和に関するデジタル行政推進法第7条第1項の改正については、各手続等を所管する各省庁のニーズ等を踏まえた上で検討を行う必要がある。

【総務省】

ご指摘のとおり、デジタル行政推進法第7条第1項では、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うことができるとされているが、これは、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示をする場合に限るとされていることから、現行法上、通知を受ける者の同意が必要となっているものである。

この点に関し、処分通知等を受ける旨の表示の方式は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第9条において、「電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関の定めるところによる届出」の方式等と規定されており、どのような方法で処分通知等を受けることを希望する旨の届出を受け付けるかは、当該処分通知を行う

行政機関において判断されるものであることから、ご提案のように、「オンライン決済フォーム上に必要な事項を表示する」ことを「処分通知等を受ける旨の表示の方式」とすることは、当該機関の判断によりできるものと考えられる。

ご提案に関しては、デジタル行政推進法第7条第1項の規定の改正を求めるものであり、改正の可否については、同法を所管するデジタル庁において検討されるべきものと考えているが、地方自治法第231条に基づく歳入の収入の方法における納入の通知を所管する当省としては、上記のような解釈を明確化して周知すること等を検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	138	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく関係法令手続状況報告書作成に係る各法令担当者への照会を不要とすること等

提案団体

宮城県、岩手県、白石市、大崎市、蔵王町、涌谷町、秋田県、栃木県、新潟県

制度の所管・関係府省庁

経済産業省

求める措置の具体的内容

事業者が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下、「再エネ特措法」という。)に基づく、関係法令手続状況報告書の作成に当たり、現在の規定では各法令担当の役職と氏名を記載する必要があるが、公開情報によって関係法令の該当有無が確認でき、かつ、該当がない場合には、自治体担当者への確認を必須とせず、担当者の役職と氏名の記載は不要とするよう要件の見直しを求める。
併せて、報告書の様式やオンライン申請フォームにおいても、公開情報の確認により担当者等の記載を省略できるように修正願う。

具体的な支障事例

【現行制度について】

再エネ特措法施行規則第5条の2第3号、第4号に基づく関係法令手続状況報告書にて、関係法令に関する相談先の担当者氏名及び連絡先等を記載しなければならないこととなっている。

【支障事例】

土壤汚染対策法及び環境影響評価条例の該当の有無については、年間100件以上のメール、電話、来訪での相談があり、後々のトラブルを避けるために全ての問合せについて、記録を作成しており、多大な業務負担となっている。

土壤汚染対策法の該当の有無については、年間50件以上のメール、電話等での相談があり、窓口が保健所となるため、保健所の案内等も業務に含まれ、多大な業務負担となっている。

【制度改正の必要性】

土壤汚染対策法、環境影響評価条例の問い合わせ内容は当県ホームページに記載されており、電話やメールでの問い合わせは本来不要と考えるが、法で指定されている報告書の様式には各法令の担当者の役職と氏名まで記載する必要があるため、問い合わせが多く寄せられている。

【支障の解決策】

公開情報により関係法令の該当なしが判断できる場合は、自治体への直接の問い合わせを不要とすることで、事業者及び担当者の負担軽減となり、支障が解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

再エネ特措法で求められている趣旨は満たしつつ、本事案についての電話やメールの問い合わせ対応がなくなり、行政の効率化に貢献できる

根拠法令等

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第5条の2第3号、第4号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、群馬県、彦根市、大阪府、兵庫県、岡山県、徳島県、熊本市

○「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続き状況報告書」に記載する一部法令（港湾法、海岸法）において、当県は海に面しておらず港湾法に基づく港湾や海岸法に基づく海岸を有していないが、当該報告書に「確認日、自治体名及び部署名、担当者名（役職）」の記載が必要となっている。事業者から問い合わせがある度に担当部署がないため、記載方法を経済産業省に確認するように依頼しているが、事業者・自治体職員双方の負担になっている。

○再エネ特措法に基づく照会については、事務負担が大きく、作業の簡略化を望むところである。

提案の趣旨に賛同するが、関係法令の所管課から、特に区域指定されている法令に関して、公開情報により事業者が誤った判断をし、県に確認せず違法な工事に着手する可能性もあることから、現状維持とすべきとの意見もあったため、法令毎に取扱いを検討する必要がある。

○（環境政策課）当県においても、WEB 問い合わせや電話で環境影響評価条例の該当有無についての問い合わせ対応が日常的に発生している。該当の有無が明確であるため、問い合わせ記録の作成は行っておらず、担当者の回答で完結しており、多大な負担とは現状なっていないが、問い合わせ不要となれば、業務量の軽減となる。

（水環境課）土壌汚染対策法については、事業者から「形質変更の届出の必要性」について照会がある。

しかし、事業者の名義変更など、明らかに届出手続きが不要である場合にも照会されるため、業務負担となっている。

○名義変更や蓄電池のみ等明らかに該当のない問い合わせが 10 数件/月あり、業務負担となっている。

○「具体的な支障事例」と同様に当県にも多数の問い合わせが寄せられており、窓口となっている担当課では多大な業務負担となっている。

各府省庁からの第1次回答

再エネ特措法に基づく FIT/FIP 制度においては、関係法令の遵守を認定基準として求めており（※）、FIT/FIP 認定申請を行う事業者から、申請の際、再生可能エネルギー発電設備の設置場所に係る関係法令（条例・規則を含む。）及び当該法令の手続き状況を記載した「関係法令手続き状況報告書」をご提出いただいているところで、当該対応については、事業者が自ら事業の実施に必要な関係法令を確認し、関係法令を遵守した上で事業を実施するために必要な手続きであると考えています。

※再エネ特措法施行規則第5条第1項第14号「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を営むに当たって、関係法令（条例を含む。次項第1号及び次条第3号に該当するものを除く。）の規定を遵守するものであること。」

その上で、2025年4月1日から、屋根設置太陽光発電設備に関する申請に関し、手続きが不要であることが客観的に明らかである一部の関係法令について、関係法令手続き状況報告書の記載を不要とする運用の合理化を行いました。今後も引き続き、制度の前提を確保しつつ、運用の合理化を進めてまいりたいと考えております。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	148	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

工業用水道事業の料金改定に係る事前の承認申請手続を不要とすること

提案団体

川崎市、仙台市、千葉市、横浜市、新潟市、静岡市、名古屋市、大阪市、神戸市、岡山市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省庁

経済産業省

求める措置の具体的内容

水道事業では、料金改定を行う際、過去に補助金を受けている場合であっても事前の承認手続は不要であることから、工業用水道事業についても同様に、事前の承認申請手続を不要とする見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

工業用水道事業の料金改定を行う際、過去に経済産業省から補助金を受けている場合には、工業用水道事業費補助金交付要綱に基づき、事前に経済産業大臣の承認を受けなければならない。

また、当該料金の改定については、要綱に基づく事前の承認手続に加えて、工業用水道事業法に基づく事前の届出も必要であるため、ほぼ同じ内容を二度にわたり経済産業大臣に提出する必要がある。当市では議案上程前に経済産業省の承諾を受け、議決後、施行日前までに届出を行った。

なお、水道事業(国土交通省)については、補助金を受けている場合であっても事前承認は要さず、料金改定後の届出のみとなっている。

【支障事例】

条例改正のスケジュールを考慮すると、かなり早いタイミングで料金算定に係る収支見通しを固める必要があり、承認後に料金単価の変動が生じた場合には、再度経済産業省への確認が必要になるなど、事務手続の効率性で課題がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

全国の工業用水道事業者の事務手続の簡素化により、業務の効率化につながる。

根拠法令等

工業用水道事業法第17条、工業用水道事業費補助金交付要綱第11条、新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)交付要綱(インフラ整備事業(工業用水道))第13条、地域産業基盤整備推進交付金交付要綱(工業用水道整備事業)第13条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省庁からの第1次回答

工業用水道は、民間企業の操業を支える重要なインフラであり、その料金変更は企業の製造コストに直結し、ひいては製品価格や地域経済にも影響するため、適正性を確保する必要がある。

工業用水道事業については、水道事業と異なり、主な利用者が企業であり、料金が企業活動に直結し、地域経済・立地政策に影響することを踏まえると、料金変更等について関係者間で十分な説明及び合意形成がなされることが重要であることから、工業用水道事業法及び工業用水道事業費補助金交付要綱において、料金改定について国の「事前承認」を求めていることを御理解いただきたい。

なお、事務負担の軽減は工業用水道事業の持続可能な事業運営のために重要であることから、工業用水道事業者の皆様の御意見を頂きながら、その方策について検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	182	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

基幹統計調査に係る事務について都道府県を経由せず国への直接提出等を可能にすること

提案団体

熊本市、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、浜松市、名古屋市、広島市、北九州市

制度の所管・関係府省庁

総務省、経済産業省

求める措置の具体的内容

国勢調査等の基幹統計調査は、各法令において都道府県が行う事務と市町村が行う事務に分けられており、調査に係る委託金の交付は、総務省の基幹統計調査地方公共団体委託費取扱要綱において都道府県が市町村へ配分するよう定めている。
これらのうち、総務大臣との連絡、調査員・指導員の推薦、調査用品の送付、調査票の二次的審査、調査に係る委託金の交付等について、基幹統計調査のうち国勢調査、経済センサス、住宅土地統計調査、就業構造基本調査、家計構造調査においては都道府県を介さず直接総務省と連絡・調整できることを求める。

具体的な支障事例

調査実施上の疑義や調査用品の不足が生じた場合、当該内容を県に説明し理解を得た上で、総務省に県から相談していただいている。また、用品の不足が生じた場合も同様である。
しかし、国との間に県が入っているために、やり取りに時間がかかることに加え、県・市の双方にとって本来必要としない情報のやり取りが発生している現状がある。
また、調査員・指導員の推薦や、調査票の二次的審査を県を介して行うことで、国への提出期限の前に県への提出期限が設定されることになり、市の作業時間が圧迫されるとともに、県においても短期間での処理を余儀なくされている。
また、交付金についても、内示・確定額情報が都道府県を経由して各市町村に伝達される仕組みとなっており、各市町村への情報伝達にタイムラグが生じている。
特に政令指定都市においては、市の人口と比例し、一般市よりも調査に係る事務処理事項が総合的に多い状況にある。
【具体例】
県内における当市の世帯数は約4割を占めており、疑義照会の内容も多岐にわたるうえに件数も多いため、県を介するタイムラグの影響が大きい。
紙面回答での調査票の枚数も多く、県への提出期限内での審査には限界があるとともに、二次審査の為に県に移送するための管理工数だけでも膨大なため、移送の準備にかかる時間並びに県による審査の時間を、当市での審査時間として充てることで、審査の精度の向上を図ることができる。
交付金の予算執行計画(調査員報酬、用品調達・配送、審査体制確保等)の立案が後ろ倒しとなり、調達・契約手続の着手時期が遅延し、実質的な事務遂行期間が短くなっている。また、県側でも伝達・照会・内部審査等の中間事務が発生し、市・県双方の二重負担が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

疑義対応、追加用品受領のタイムラグが短縮されることで、円滑な調査実施につながる。
実質的な審査にかかる時間が長くなり、調査の精度向上につながる。

根拠法令等

統計法、統計法施行令、国勢調査令、基幹統計調査地方公共団体委託費取扱要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

寒川町、兵庫県

○疑義対応等にタイムラグが生じるケースがあるため、改善を希望する。
○調査員・指導員の任命について、現在は市町村が推薦し、都道府県において任命しているが、実質的な管理や指導は市町村が担っている。都道府県が関与する必要性が不明確である。

各府省庁からの第1次回答

総務省が実施する国勢調査、経済センサス、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査及び全国家計構造調査はいずれも統計法に基づき、国の行政機関が作成する特に重要な統計を作成するために実施する基幹統計調査として、全国統一的な基準・方法により確実に実施する必要があります。このため、国勢調査令(昭和55年政令第98号)又は統計法施行令(平成20年政令第334号)に基づく法定受託事務として、都道府県及び市町村において、統計調査事務を処理することとしているところです。

その上で、総務省としては、上記の大規模かつ重要な基幹統計調査を確実に実施する上で管内各市町村の実情、業務の実施状況等を広域的に把握可能な都道府県との連携は大変重要なものであると承知しており、制度として都道府県を経由せずに総務省が一部の市町村と直接、連絡・調整等を行うことは困難であると考えております。

一方で、総務省ではこれまでも、都道府県を対象とした「地方別事務打合せ会」への政令指定都市の参集、調査書類・用品の国からの直接送付など、全国統一的な基準・方法により確実に調査を実施する上で支障のない範囲で、直接政令指定都市等と連絡・調整を行っている等の事例もあり、今後も運用面において地方公共団体の御意見や実情を踏まえつつ、調査事務の効率化・迅速化が図られるよう努めてまいります。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	209	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

再生可能エネルギー施設設置時の同意取得及び記載内容の統一

提案団体

福井市、秋田県、福井県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省、経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

事業区域図(概略)、計画の基本方針、土地利用の想定行為(伐採・造成など)など「後の許認可に共通する最低限の情報」を添付することで、統一様式を用いた早期段階での地権者同意の取得を可能とする。
併せて、同意の対象範囲(原状回復・現状有姿など)や、事業内容の要点を明確かつ統一的に説明する標準化された記載項目を同意書に盛り込むことで、地権者への情報提供の質を担保する。

具体的な支障事例

再生可能エネルギー施設を設置する際には、環境影響評価法の手続に加え、設備整備計画、保安林解除、林地開発許可など、各法令に基づく複数の手続が必要となる。しかし、同一地権者から各手続において個別の同意書等を取得する必要があるため、手続の受付タイミングが異なることから、必要書類が揃いにくい状況が生じている。その結果、関係機関との確認・依頼をその都度行う必要があるため、事業者・行政双方にとって非効率となっている。
さらに、同意書の様式が手続で異なり、「原状回復」なのか「現状有姿」なのかといった重要事項の説明が十分になされないまま同意が取得されるケースがある。そのため、事後の地権者とのトラブルにつながり、自治体への相談件数も増加しており、行政の通常業務にも支障が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

同一地権者に対しては、複数回の同意取得が不要となるだけでなく、認識相違が防止できることで、後のトラブル発生リスクが低減する。また、準備書類が整理され、事業者の計画立案やスケジュール確定が容易となり、プロジェクト全体の見通しが向上する。
行政側としては統一様式により初期段階で必要情報が揃うため、関係機関が早期に必要な情報を入手でき、事業者による同意内容書の説明不足に起因する苦情・相談件数が減少し、自治体の窓口対応負担が軽減され、総合的な行政コストの削減につながる。

根拠法令等

森林法、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律、環境影響評価法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省庁からの第1次回答

本制度の趣旨は窓口の一本化であって、個別法に係る同意事務の統一や簡略化を図るものではない。各個別法の同意事務で求める記載（必要とする情報）や同意の内容は、各個別法により異なるため、様式等の統一は困難である。

なお、環境影響評価法においては、同意手続を含めた地権者とのやりとりに関して規定していない。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	295	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	07_産業振興		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」の記載事項に係る確認方法等の見直し

提案団体

千葉県、秋田県

制度の所管・関係府省庁

経済産業省

求める措置の具体的内容

「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」に記載する関係法令の該当状況について、都道府県ホームページで該当しないことが確認できるものについては、報告書にその旨を記載し、該当ホームページを添付すれば、自治体担当者への確認や、報告書への職氏名の記載を不要とすることを認めること。あわせて報告書の様式やオンライン申請フォームについても必要な修正を行うこと。

具体的な支障事例

【現行制度について】

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項に基づく同法施行規則第5条の2第3号、第4号の認定基準を満たし、又は満たすことが見込まれる発電事業については、事業者から経済産業省に「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」を提出することとされている。

【支障事例・制度改正の必要性】

同報告書において記載する一部法令(砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地法)に関する指定有無及び指定箇所について、当県が整備するWEBサイトを利用することにより、オンラインでいつでも事業者が確認できる状況となっているが、同報告書の「確認・手続先」欄には「確認日、自治体名及び部署名、担当者名(役職)、連絡先(TEL)」の記載が求められており、自治体担当者への確認が必須とされていることから、事業者・自治体職員双方の負担となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事業者等が自治体担当者に問合せることなく、公開情報を自身で調べ、円滑に報告書を作成できることにより、利便性が向上する。また、自治体職員の事務負担も軽減される。

根拠法令等

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第5条の2第3号、第4号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、群馬県、大阪府、岡山県

○関係法令手続き状況報告書の作成に当たっては、例えば自然公園など、明らかに区域から外れている場合でも、県の担当課に直接連絡のうえ、関係法令の手続きや担当者の役職・氏名について報告書に記載する必要があり、自治体・事業者の双方に負担が生じている。

○「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続き状況報告書」に記載する一部法令（港湾法、海岸法）において、当県は海に面しておらず港湾法に基づく港湾や海岸法に基づく海岸を有していないが、当該報告書に「確認日、自治体名及び部署名、担当者名（役職）」の記載が必要となっている。事業者から問い合わせがある度に担当部署がないため、記載方法を経済産業省に確認するように依頼しているが、事業者・自治体職員双方の負担になっている。

○「具体的な支障事例」と同様に当県にも多数の問い合わせが寄せられており、窓口となっている担当課では多大な業務負担となっている。

各府省庁からの第1次回答

再エネ特措法に基づくFIT/FIP 制度においては、関係法令の遵守を認定基準として求めており（※）、FIT/FIP 認定申請を行う事業者から、申請の際、再生可能エネルギー発電設備の設置場所に係る関係法令（条例・規則を含む。）及び当該法令の手続き状況を記載した「関係法令手続き状況報告書」をご提出いただいているところです。当該対応については、事業者が自ら事業の実施に必要な関係法令を確認し、関係法令を遵守した上で事業を実施するために必要な手続であると考えています。

※再エネ特措法施行規則第5条第1項第14号「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を営むに当たって、関係法令（条例を含む。次項第1号及び次条第3号に該当するものを除く。）の規定を遵守するものであること。」

その上で、2025年4月1日から、屋根設置太陽光発電設備に関する申請に関し、手続が不要であることが客観的に明らかである一部の関係法令について、関係法令手続き状況報告書の記載を不要とする運用の合理化を行いました。今後も引き続き、制度の前提を確保しつつ、運用の合理化を進めてまいりたいと考えております。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	358	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	07_産業振興		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

地域未来投資促進法に基づく市街化調整区域における開発許可の配慮の対象施設の追加

提案団体

高岡市

制度の所管・関係府省庁

経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

地域未来投資促進法では、都市計画法上の土地利用に係る配慮として、5類型の対象施設に限り、市街化調整区域における開発ができることになっている。
しかし対象施設が限定されており、企業が市内に立地を検討する際、障壁となっている。
そのため、対象となる5類型の施設に加え、地域の経済を牽引する企業を支える産業団地周辺における物流業務施設についても対象に追加していただきたい。

具体的な支障事例

対象施設は5類型定められているが、例えば、「流通の結節点における食品関連物流施設、植物工場又は生体材料の研究施設若しくは工場」など、対象となる分野が非常に限られている。
〔産業団地周辺における物流業務施設〕
現行の制度下において、物流分野については、「高速自動車国道等のICの近傍に立地した次世代モビリティに対応した物流施設」又は「都市計画マスタープランに記載された区域」でしか開発できない。
産業団地では、原材料等を運ぶための物流が必要であり、近隣に物流拠点があることが好まれる。しかし当市には空き用地がなく、現行の制度下では市街化調整区域内での開発が出来ない。都市計画マスタープランに位置付けることで開発が可能となるが、企業の求めるスケジュール感に合わない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

地域未来投資促進法における地域未来牽引事業者(製造業)の事業の推進にあたっては、物流機能をセットで確保していくことが必須である。
現行の都市計画法(立地基準)では、事業者自らが実施する物流事業者しか周辺への立地が認められない状況であり、事業者からは、立地を断念することになり事業に支障が発生しているという声が寄せられた。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

産業団地周辺に物流企業が立地できるようになることで、工場から出荷された製品の輸送距離を短縮でき、地域経済牽引事業の効果がより発揮されるようになる。

根拠法令等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省庁からの第 1 次回答

【経済産業省】

（主管省庁より回答）

【国土交通省】

市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域においては、都市計画法第 34 条各号に規定する基準のいずれかに該当する場合に限って開発許可が認められている。

地域未来法に基づく配慮規定に係る5類型については、都市計画法第 34 条第 14 号に基づき通常原則許可して差し支えないとするものであり、これ以外の施設について開発許可ができないというのではなく、同号に基づき開発審査会に付議して個別に一件審査することにより許可することが可能である。

加えて、予め条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を定めること（都市計画法第 34 条第 12 号）、市町村において地区計画を策定すること（都市計画法第 34 条第 10 号）でも、開発許可権者の判断で許可を行うことが可能である。

配慮規定の対象施設については、全国統一的に、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められると考えられるものとして規定されているものであるところ、特に（v）重点促進区域内にインターチェンジ等に近接して定める区域において立地する物流施設等については、無秩序に対象区域が拡大しないよう、区域設定の要件として都市計画区域マスタープラン及び市町村マスタープランの記載内容に即することが求められている。マスタープランについては、都市計画運用指針（技術的助言）において「予定したプロジェクトの大幅な変更や予定していなかったプロジェクトの決定等マスタープラン策定段階には想定していなかったような状況が発生することも想定される。（略）こうした要請に応えるため、策定時点である程度見通しが可能な事項について記載をし、その後、ある程度明確な見通しが立った事項を追加する等記述内容に弾力性を持たせる、あるいは部分的改訂を機動的に行う等の対応を視野に入れてマスタープランの策定を行い、そのフォローアップを行うことが望ましい。」としており、現行制度下においても、マスタープランの記述に弾力性をもたせること等により、企業のニーズに迅速に対応することが可能である。そのため、マスタープランへの位置づけを行わずに、配慮規定の趣旨にそぐわないような本提案への対応は困難である。

なお、「現行の都市計画法（立地基準）では、事業者自らが実施する物流事業者しか周辺への立地が認められない」については、都市計画法上、施設所有者と物流事業の運営者が異なる場合も開発許可は可能であり、開発許可権者の運用基準等においてその取扱いを明確化している事例について、開発許可権者への説明会等の場で周知しているところ。